

報道関係者 各位

令和2年12月7日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長 尾田 進

課長補佐 小笠原哲治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5541, 5542)

(直通電話) 03(3502)5308

「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表します ～「長時間労働・過重労働」に関する相談が30件（18.5%）で最多～

厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」の一環として11月1日（日）に実施した「過重労働解消相談ダイヤル[※]」の相談結果をまとめましたので公表します。

今回の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で162件の相談が寄せられました。相談内容としては、以下の【相談結果の概要】のとおり、「長時間労働・過重労働」に関するものが30件（18.5%）と一番多く、次いで「賃金不払残業」が26件（16.0%）となりました。

これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数 合計 162 件

■主な相談内容

長時間労働・過重労働	30件（18.5%）
賃金不払残業	26件（16.0%）
その他の賃金不払	18件（11.1%）
その他の労働条件	18件（11.1%）

■相談者の属性

労働者	106件（65.4%）
労働者の家族	21件（12.9%）
その他	18件（11.1%）

■主な事業場の業種

製造業	21件（12.9%）
その他の事業	19件（11.7%）
商業	16件（9.8%）

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」では、次のような対応を行いました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・相談者の意向も踏まえ、管轄の労働基準監督署や関係機関を紹介

■過重労働解消キャンペーン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign.html

【労働条件に関する電話やメールでの相談窓口】

都道府県労働局や労働基準監督署のほかに、以下の窓口でも労働条件に関する相談を受け付けています。

■労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

はい！労働
[電話番号] 0120-811-610（無料）

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■労働基準関係情報メール窓口

長時間労働・過重労働や賃金不払残業など、労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けています。お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署・都道府県労働局において、立入調査対象の選定に活用するなど、業務の参考とさせていただきます。

[受付対象となる法律] 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

【別添資料】 相談事例